

## 1. 改正の趣旨

医療行政に関連する施策の推進・企画立案の基礎資料として、救急医療体制の状況、医療施設の情報化等について引き続き調査を行うほか、医療施設に関連する制度の新設・変更に対応した調査項目の追加・変更を行うとともに、他の統計調査と重複する調査項目及び傾向が把握された調査項目の是正、記入者負担の軽減の観点から見直しを行う。

## 2. 主な改正点

### ○施策立案の基礎資料とするための変更

#### 1. 歯科に関連する調査項目の追加・変更

- ・ 技工物作成の委託の状況について「国内委託先技工所数」を追加、全部委託・一部委託別を削除  
〔歯科診療所票(13)〕
- ・ 歯科設備について「歯科用CT装置」「手術用顕微鏡」を追加、「吸入鎮静装置」を削除  
〔病院票(33)、歯科診療所票(17)〕
- ・ 在宅医療サービスの実施状況についてサービスの実施状況を「医療保険等によるサービス」と「介護保険によるサービス」に分化。  
「訪問診療（病院・診療所）」「訪問診療（介護施設等）」「介護保険の施設サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）」「介護保険の通所サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）」を追加  
〔歯科診療所票(19)〕
- ・ 介護保険施設の協力歯科医療機関の有無を追加  
〔歯科診療所票(20)〕
- ・ 歯科訪問診療の受け入れの有無を追加  
〔病院票(34)〕

#### 2. その他の変更

- ・ 手術等の実施状況について「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」を追加  
〔病院票(30)、一般診療所票(25)〕
- ・ 検査等の実施状況について「マルチスライスCT」を「64列以上」「16列以上64列未満」「4列以上16列未満」「4列未満」へ細分化  
〔病院票(31)、一般診療所票(24)〕

## 2. 主な改正点（続き）

### ○制度改正等に伴う変更

- ・受動喫煙対策の状況について「敷地内を全面禁煙としている」「特定屋外喫煙場所を設置している」の二択に変更  
〔病院票(19)、一般診療所票(18)、歯科診療所票(14)〕
- ・医療安全体制に「医療放射線安全管理」を追加  
〔病院票(26)、一般診療所票(22)、歯科診療所票(16)〕
- ・従事者数に「公認心理師」を追加  
〔病院票(38)、一般診療所票(28)〕

### ○主な調査項目の整理・変更

- ・診療科目について「神経内科」を「脳神経内科」へ変更  
〔病院票(8)、一般診療所票(7)、動態調査票(10)〕
- ・科目別医師数（常勤換算）を削除  
〔病院票(10)〕
- ・緩和ケアの状況「（再掲）新規依頼患者数」を「（再掲）新規介入患者数」へ変更  
〔病院票(29)〕
- ・歯科技工室を削除  
〔歯科診療所票(18)〕
- ・歯科用アマルガムの保有状況を削除  
〔歯科診療所票(20)〕

## 3. 前回統計委員会答申の今後の課題への対応

### ○オンライン調査の拡大

- ・平成29年調査から全調査票を対象としてオンライン調査を実施すること。

（参考）オンライン利用率の推移

	病院票	一般診療所票	歯科診療所票
平成26年	24.6%	5.3%	—
平成29年	45.8%	12.2%	6.3%

### ○オンライン調査の更なる利用促進と改善

- ・実査を伴う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、検証、分析等を行い、これらの分析結果を踏まえ、更なる利用促進と改善に向けて検討すること。

⇒ 経路機関と報告者に対するアンケート結果を踏まえ、コールセンターを強化し、利用促進及び改善に努める。

## 4. 経路機関及び報告者の負担軽減

### ○提出期限の変更

経路機関と報告者に対するアンケート結果を踏まえ、経路機関及び報告者の負担軽減を図る。

(具体案)

- ・「7 報告を求める期間」「(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限」のア④で記載する厚生労働大臣への提出期限を「調査年11月上旬まで」から「調査年11月下旬まで」に変更

## 5. 一斉点検の結果への対応

### ○結果の事案

調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から遅延（静態調査について平成23年調査以降遅延）

(参考1)

調査年	公表実績	調査計画
平成23年	平成24年11月20日	調査実施翌年10月
平成26年	平成27年11月19日	〃
平成29年	平成30年12月27日	〃

(参考2) 統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日）

遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討。（公表の遅延【公表の期日】）

### ○令和2年調査での対応

公表の遅延を解消するため、調査計画の記載事項の「公表の期日」を変更する。

(具体案)

- ・「9 結果の公表の方法及び期日」「(2)公表の期日」について、「調査実施年翌年10月」から「調査実施年翌年11月」に変更